

令和4年第9回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年9月26日(月) 午前9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
3番 河内 よし	8番 坂下 正幸	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	(欠席)	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

(2) 欠席委員 1名

9番 石倉 稔

(3) 出席農地利用最適化推進委員 2名

輪島4番 高 義見 輪島6番 東 一郎

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 岡本美由紀

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第32号 非農地証明願について

7 報告事項

- (1) 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第16号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 30

議 長	<p>開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は14名であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第9回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。</p> <p>議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号7番 奥堂 敏春委員及び議席番号8番 坂下 正幸委員の両委員を指名いたします。</p> <p>議案の提案をいたします。市長より提出のあった【議案第30号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>【議案第30号所有権移転、申請番号1番～3番を議案書をもとに朗読】合計6筆903㎡で登記地目は田です。いずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番について地区担当委員議席番号14番 安 津 久人委員よりご意見願います。</p>
安 委 員	<p>議席番号14番安です。申請番号1番についてご説明いたします。現地は3ページの地図にありますように、輪島消防署より少し北側であります。22日に譲渡人とともに現地を調査いたしました。譲渡する場所は輪島バイパスの用地提供による残地であります。現在不作となっております。今後は、近くで譲受人が稲作をしておりますので譲渡後は田とすると思われまます。ということで、耕作者の変更により周囲に</p>

安 委員	及ぼす影響はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、申請番号 2 番と 3 番について地区担当推進委員 輪島 4 番 高義見委員よりご意見願ひます。
高 委員	〇〇市の〇〇さんは〇〇町出身であります。現在耕作はしておりません。21 日に〇〇さんと現地を確認してお話をお聞きしましたが、今後の管理は草刈り等については引き続き〇〇さんが行うということで、農地の交換に伴う周囲への影響はないと思われまます。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思ひます。 【議案第 30 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めまます。よって【議案第 30 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に市長より提出のあつた【議案第 31 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願ひまます。
事 務 局	【議案第 31 号農地法第 5 条の規定による申請について、申請番号 1～2 番を議案書をもとに朗読】 合計 2 筆 665 m ² で、内訳は田 433 m ² 、畑は 232 m ² です。以上です。
議 長	それでは、申請番号 1 番と 2 番について地区担当推進委員 輪島 6 番 東 一朗委員よりご意見願ひまます。
東 委員	輪島 6 番の東です。申請番号 1 番ですが、22 日の午前中に皆さんと一緒に現地調査に行きまました。現地は市役所のすぐ近くで、事務局の

東 委員	説明もありましたが第3種農地で、隣に田がありますが休耕中であり ますので、その方に対しての影響はないと思われま す。現地写真がついておりますが、現在休耕中という状況で、耕作放置ではなく管理は されていますが、たまたま草が生えている状態であります。続きまし て、申請番号2番につきましても、22日の午前中に皆さんと一緒に現 地調査に行きました。現在ここは庭木等が植わっていますが、こちら も事務局から説明もありましたが第3種農地で、子供さんの家を建て るという事で、隣は畑なんです、管理はされていますが畑として利 用しているわけではないようなので、影響はないと思われま す。以上 です。
議 長	それでは質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	それでは採決を取ります。 【議案第31号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議あり ませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第31号】は、原案どおり可決決 定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第32号】の農地法の適用を受けな い農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第32号非農地証明願承認について、申請番号1~2番を議案書 をもとに朗読】合計3筆124㎡で、内訳は田62㎡、畑は62㎡です。 以上です。
議 長	それでは、申請番号1番について地区担当委員議席番号14番 安 津 久人委員よりご意見願います。

安 委 員	議席番号 14 番の安です。申請番号 1 番についてご説明いたします。先日 22 日に委員の方々、事務局、〇〇の方と現地調査をいたしました。現地は写真にもありますように〇〇の採石場入口であります。写真のとおり数十年前から耕作しておらず、まさに山林原野になっておりますので、よろしく願いいたします。
議 長	次に、申請番号 2 番について地区担当推進委員 輪島 1 番 宇羅 恒一委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事 務 局	事務局よりご説明します。宇羅委員より、2 筆とも数十年前から耕作しておらず、山林原野化しており、農地性がないため、非農地とすることもやむを得ないと報告を受けております。以上です。
議 長	それでは質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	【議案第 32 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 32 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 15 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事 務 局	【報告第 15 号相続による届出、1 番～8 番を議案書をもとに朗読】 今回届出があった農地の合計は 210 筆、面積は 田 38,482.17 m ² 、畑 18,085.61 m ² 、合計で 56,567.78 m ² です。以上です。
議 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(意見、質問なし)

議 長	<p>それでは、【報告第 15 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 16 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>【報告第 16 号農地法施行規則該当転用届 1 番～7 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請番号 1 番から 7 番まで全て借り受け人が〇〇株式会社で、転用目的が携帯電話基地局です。合計の筆数が 7 筆です。登記面積は田 1,730 m²で、畑 611 m²ですが、実際使用するのは申請番号 1 番から 6 番は 1 筆ごとに 2.25 m²でアンテナを 1 本建てます。申請番号 7 番はイノシシ被害による設備不具合防止のためコンクリをうって周りにフェンスを設置するため使用する面積は 5.29 m²となります。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 8 番 坂下 正幸委員よりご意見願います。</p>
坂下委員	<p>22 日に現地調査をしました。この間も説明したとおり、1 km ごとに施設が建っています。同じ敷地内ではないですが近くに別の基地局が建っていました。周りには特段影響はないかなと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 2 番について地区担当推進委員 輪島 2 番 小谷 泉喜委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。</p>
事 務 局	<p>事務局よりご説明します。小谷議員より問題はないとのご報告を受けております。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 2 番 笹川 稔委員よりご意見願います。</p>
笹川委員	<p>当該地は三井町中心部より 6 km ほど離れている山間地の集落外で現在は雑種地となっております。場所については道路わきの農地であって本来の農地の隅に設置するというので、周りの農地に影響はないと思われます。以上です。</p>

議 長	次に、申請番号 4 番と 5 番について地区担当委員議席番号 9 番 石倉 稔委員が本日も欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事 務 局	事務局よりご説明します。石倉委員より、2 か所とも草刈りをしているだけなので特に問題はないと報告がありました。以上です。
議 長	次に、申請番号 6 について地区担当委員議席番号 7 番 奥堂 敏春委員よりご意見願います。
奥堂委員	22 日に確認に行ってきましたが、周りに影響はないと思われまので、よろしく願います。以上です。
議 長	次に、申請番号 7 番について地区担当委員議席番号 11 番 山本 秀夫委員よりご意見願います。
山本委員	先日、現地に行ってみりました。現地は以前から農地として利用しておりませんので何ら影響がないと思われま。以上です。
議 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(意見、質問なし)
議 長	それでは、【報告第 16 号】を終わります。 次に「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については島津 博道委員より報告をお願いします。
島津委員	(島津委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)
議 長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。 これにて、第 9 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

令和 4 年 9 月 26 日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本 兼由紀

輪島市農業委員会会長

田上 正男

署 名 委 員 7 番

奥堂 敏春

署 名 委 員 8 番

坂下 正幸